

【親子で築く、あんしん老後対策のすすめ】

あんしん老後対策を行うためには「親子の話し合い」が欠かせません。お子さんは「親の老後資金が預金だけで足りるのかが分らないから心配」。老人ホームに入ることになったら、家などの不動産を売却してその資金をもとに施設費用の支払いに充てることになるかもしれない」と漠然とした不安を抱えている方が多いです。つまり、お子さんは「分らないから心配」なのです。なので、親からお子さんに「財産がいくらある」と伝えておくことも老後対策のひとつになります。

そして、「家などの不動産を売却しなければ老後資金が足りなそうだ」ということであれば、いざというときに売却できるような準備が必用です。不動産を売却をするためには、売却時に本人の意思確認が必用です。もし、親が病気で倒れたり認知症で理解力がないと家を売却することができません。それが原因で空き家問題にもなっているのです。

お子さんに家の売却をしてもらう方法として【**家族信託**】があります。お子さんに財産の管理・処分を任せる【**家族信託**】の契約を、親が認知症になる前に結んでおきます。そうすることによって、将来、親が病気や認知症になったとしても、お子さんが不動産の売却をできるので安心です。さらに【**家族信託**】の良いところは、お金の管理もお子さんに任せることができます。年々、銀行の本人確認も厳しくなっていて、親の代わりにお子さんが銀行に行ったとしても窓口の方に「親を連れてきてください」とか「本人が自筆で伝票を書いてください」など言われます。足腰が悪くなった親をわざわざ銀行まで連れて行くのに苦労されている方が多いのですが、【**家族信託**】をしておけば、親が銀行に行くことなくお子さんが預金をおろすことができるようになります。

お子さんに迷惑をかけたくない方には【**家族信託**】をおすすめします。

不動産 相続 に関するご相談



- ☑ 空き家を放置しておくのが心配なので、解体・処分したい
- ☑ 問題を抱えていたり、売却が困難な不動産を処分したい
- ☑ 不動産の良い活用方法はないか検討したい
- ☑ 不動産をどのように承継させていけば良いか考えたい
- ☑ 相続でトラブルにならないように対策したい
- ☑ 相続税の対策を検討したい
- ☑ 遺言書の作成を相談したい

初回相談無料です。お気軽にご相談ください。

相続に強い専門家をご紹介します！

- 税理士：税金対策に関する相談
- 土地家屋調査士：測量
- 司法書士：不動産の名義変更
- 保険会社：保険の見直し
- 弁護士：法律問題・紛争・トラブル

紀伊国屋 住まいる株式会社

神奈川県小田原市鴨宮666番地の1

TEL：0465-20-8501

HP <http://www.i-kinokuniya.net>

